

下松市地域創生戦略会議設置要綱

(設置)

第1条 下松市地域創生本部設置要綱第6条第1項に基づき、下松市地域創生戦略会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項を検討するものとする。

- (1) 人口ビジョン及び総合戦略の策定に関すること。
- (2) その他必要と認めること。

(組織)

第3条 会議は、30人以内の委員で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 民間事業者の関係者
- (3) 関係行政機関の関係者
- (4) 市民又は民間団体の関係者
- (5) その他市長が必要と認める者

3 会議に会長を置き、会長は、委員の互選により定める。

4 会長は、会議の会務を総理し、会議の議長となる。

5 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は3年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第5条 会議は、必要があると認めるときに会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(部会)

第6条 会長は、会議の所掌事項を効果的に推進するため、必要に応じて会議に部会を置くことができる。

2 部会には、部会長を置く。

3 部会長は、各部会員の中から選出する。

4 部会は、第2条各号に掲げる事項について詳細な調査、検討等を行い、その結果を会議に報告し、又は提案する。

5 部会は、部会長が必要に応じて招集する。

6 部会の議長は、部会長をもって充てる。

(庶務)

第7条 会議及び部会の庶務は、企画財政課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。